

利用者負担について（案）

以下については、現時点での案です。最終的には予算審議を経て決定しますので、今後変更となる場合があります。

（１）基本的な考え方

- ① 利用者負担額は、応能負担とし、現行の利用者負担の水準を基準に市が設定します。
- ② 教育標準時間認定（１号）の利用者負担額は、保育認定（２号）の利用者負担額を上回らないように設定する予定です。
- ③ 保育認定（２号・３号）の利用者負担額は、原則、現行の保育所保育料と同等とする予定です。

（２）教育標準時間認定（１号）の月額利用者負担（仮設定案）について

階層区分（８階層）		新制度月額利用者負担（仮設定案）
1	生活保護世帯	0円
2-1	市民税非課税母子等	0円
2-2	市民税非課税一般	2,900円
2-3	市民税均等割額のみ	7,500円
3-1	市民税所得割課税額48,600円未満	9,800円
3-2	市民税所得割課税額77,100円以下	14,500円
4	市民税所得割課税額211,200円以下	18,900円
5	市民税所得割課税額211,201円以上	24,100円

(3) 保育認定（2号・3号）の月額利用者負担（仮設定案）について

①新制度での利用料は、これまでと同様に所得に応じた負担となりますが、算定方法が変更される予定です。これまでは、主に前年の所得税額を用いて保育料を決定していましたが、新制度では主に市民税を用いて決定する予定です。

② 新制度において新たに短時間認定（最大8時間まで利用可能）の利用者負担が設定されますが、国水準と同様に標準時間認定の98.3%の利用料とする予定です。

新制度月額利用者負担（仮設定案）

階層区分 (13階層)	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育 標準時間	短時間	保育 標準時間	短時間	保育 標準時間	短時間
A 生活保護法による 被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 1 市民税非課税 母子世帯等※	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B 2 市民税非課税 一般世帯	5,000円	4,900円	3,000円	2,900円	3,000円	2,900円
C 1 市民税均等割額 のみの世帯	10,000円	9,800円	8,000円	7,800円	8,000円	7,800円
C 2 市民税所得割額 48,600円未満	12,000円	11,700円	10,000円	9,800円	10,000円	9,800円
D 1 市民税所得割額 70,900円未満	17,000円	16,700円	15,000円	14,700円	15,000円	14,700円
D 2 市民税所得割額 108,200円未満	25,000円	24,500円	23,000円	22,600円	23,000円	22,600円
D 3 市民税所得割額 138,100円未満	30,000円	29,400円	27,000円	26,500円	25,000円	24,500円
D 4 市民税所得割額 198,400円未満	40,000円	39,300円	30,000円	29,400円	28,000円	27,500円
D 5 市民税所得割額 297,400円未満	45,000円	44,200円	30,000円	29,400円	28,000円	27,500円
D 6 市民税所得割額 338,500円未満	54,000円	53,000円	30,000円	29,400円	28,000円	27,500円
D 7 市民税所得割額 397,000円未満	56,000円	55,000円	30,000円	29,400円	28,000円	27,500円
D 8 市民税所得割額 397,000円以上	67,000円	65,800円	35,000円	34,400円	32,000円	31,400円

